

地方都市視察報告書

環境建設委員会

1 実施日

令和7年11月4日（火）

2 観察地 京都府京都市

【市の概要】

(1) 面積 827.83 km²

(2) 人口・世帯数（令和7年10月1日現在）

住民基本台帳人口 1,371,116人

住民基本台帳世帯数 749,887世帯



(3) 京都市は、世界的にも有名な文化観光都市であり、大阪、神戸と並んで近畿圏のいわゆる「3都」の一つに数えられている。政令指定都市の中では、全国第8位の人口規模（令和7年10月現在）を有している。

明治時代になるまで約千年もの間、天皇家、公家が居を構え、「千年の都」と呼ばれ、政治・文化の中心として栄えてきた。江戸時代には全国に製品を出荷する商工業都市として栄え、多くの伝統工芸や産業、文化が発達した。その系譜は、日本の先端技術を保有し、各業界トップクラスの多くの企業の本社が集積するなど、現代まで脈々と続いている。

戦災による被害を免れた寺社・仏閣、古い史跡・街並みが数多くあり、様々な歴史文化や季節ごとのお祭りなど、四季折々の観光資源が豊かで、国内外から多くの観光客を魅了してやまない観光都市であるとともに、京都大学をはじめ多くの大学が集積し、国内外から学生や研究者が集まる学術研究都市という一面もある。

3 観察項目・内容

(1) スマートごみ箱について

(2) 共同住宅の建築に関する指導基準について

4 観察参加者

【委員】

渡辺みちたか 委員長	高月まな 副委員長	時光じゅん子 委員
かなくぼなな子 委員	志田雄一郎 委員	鈴木ひろみ 委員
豊島あつし 委員	渡辺清人 委員	さわいめぐみ 委員
沢田あゆみ 委員		

【随行】

議会事務局職員 2名

5 観察結果・所感

(1) スマートごみ箱について

京都市では、もともと約 300 基のごみ箱を繁華街や観光地など指定する地域に配置していたが、ごみの排出量の多い箇所からスマートごみ箱への転換を進めている。

スマートごみ箱は一定量のごみが溜まると自動的に圧縮し、容量上限が近づくと指定した端末にアラートを通知するなどの機能があり、令和 7 年 7 月時点で市内の 16 か所に 32 基設置しているとのことであった。

好事例の 1 つである嵐山地域では、昼 1 回のごみ袋交換を地域の方が輪番で担当し、朝に行政が袋交換と共にごみの回収をしており、現在の取組に至るまでの試行錯誤の取組や、地域と行政のコミュニケーションの事例を紹介いただいた。スマートごみ箱の設置だけにとどまらず、スマートごみ箱の管理に地域の方が参加することでごみ減量の取組に繋がっていた。また、この秋の行楽シーズンでは地域・事業者・行政の三者が連携し、散乱ごみ対策の取組を新たに始めているとのことであった。

かつて本区でも繁華街にごみ箱を設置したところ管理の難しさから取りやめになった経緯があるが、繁華街での来街者向けのごみ箱の設置には一定のニーズが常にあり、スマートごみ箱の設置や地域との向き合い方について大変参考になる観察であった。

(2) 共同住宅の建築に関する指導基準について

京都市では「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例（中高層条例）」を制定し、一定規模以上の建築物の紛争予防に取り組んでいる。

条例では特に 3 階以上かつ住戸数 15 以上の共同住宅を「特定共同住宅」と定義し、地域環境や規模に応じて、建物の管理の規定や駐車場など建物に整備すべき内容を定めているほか、建築計画の事前周知を義務付け、建築紛争が生じた際は市が解決に向けた調停を行っている。

実際に建築紛争が発生し、当事者間での十分な話し合いにも関わらず解決に至らなかつた場合には、当事者が紛争の調整を市に申し出ることにより、市の立会いのもとで調整会議を開催し紛争の調整を行い、それでも解決に至らなかつた場合は、市が調停を行うことが可能な仕組みとなっていた。この建築紛争に係る制度の利用は年度によってばらつきがあるが、調停まで至るもののが年間数件あり、本制度の周知等にあたっては、事業者へパンフレットを配布し周知啓発を行い、十分に周知されているということであった。

質疑応答では委員から紛争の調整や調停事務のほか、民泊やワンルーム・ファミリー物件など、本区の課題を念頭に置いた質問が多く、大変有意義な時間となった。

6 主な質疑項目

(1) スマートごみ箱について

- ・スマートごみ箱の初期設置費用や維持管理費など運用面に係るコストについて
- ・スマートごみ箱を寄附した企業へのインセンティブ付与について
- ・効率的なごみの回収のための実務や繁忙期における対応・対策などの運用面について
- ・観光客が多い商店街でのごみ減量に向けた取組について
- ・スマートごみ箱設置時のワークショップ等の地域とのコミュニケーション・協働の経緯や重要性について

(2) 共同住宅の建築に関する指導基準について

- ・ワンルームマンションとファミリー世帯向け住戸の違いについて
- ・介護・福祉系事業者が利用する自転車の駐輪スペースについて
- ・学生が入居する共同住宅での来客による駐輪場不足の課題について
- ・駐車場附置義務制度における近年の交通手段の多様化に伴う対応について
- ・建築紛争の予防や調整についての行政の関わり方や具体的な事例について
- ・特定共同住宅の基準に該当しない住戸への指導について

7 その他

【共同理事者】

環境清掃部 ごみ減量リサイクル課長
都市計画部 建築調整課長



京都市担当課からの説明・質疑